

フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画【フィリピン】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 令和6年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	フィリピン共和国
(2) 案件名	フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日、供与条件などを含む	フィリピン沿岸警備隊（PCG）に船舶を供与することにより、沿岸域内での海難救助や海上法執行等の業務を迅速かつ適切に実施するための能力向上を図り、もって同国の海上安全の向上に寄与するものである。 案件の内容 ・ 船舶建造：巡視船（40m 級）10 隻 ・ コンサルティング・サービス ア 閣議決定日：平成 25 年 12 月 13 日 イ 供与限度額：187.32 億円 ウ 金利：0.1%（コンサルティングサービスについては、0.01%） エ 償還（据置）期間：40（10）年 オ 調達条件：タイド
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 本計画当初、フィリピンでは海上旅客・貨物数の増加による海難事故及び人と物の移動の活発化による海上犯罪・テロ等のリスクが高まっており、PCG の海難救助の体制整備及び捜査協力の向上が課題となっていた。 現在においても海難事故や海上犯罪・テロ等の発生リスクは継続しており、PCG の巡回業務や捜索救難活動のための体制整備は喫緊の課題であることから、本事業に関する社会的ニーズが引き続き認められる。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 借款契約締結時の事業実施スケジュールどおり 2018 年 1 月までに全ての巡視船（10 隻）を供与済み。他方、供与した巡視船の運用・維持管理を強化する必要が

	生じたため、巡視船の陸船通信機器等が調達される予定。現在、調達手続が進められている。
(2) 今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズが引き続きあり、巡視船の陸船通信機器等の調達を通じ、供与した船舶の運用・維持管理の強化が見込まれる。実施機関の調達手続の迅速化に向け、引き続き緊密に実施機関をフォローしつつ、本計画への支援を継続する。
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 ・ 政策評価法に基づく事前評価書 ・ 国際協力機構の案件検索 ・ 国際協力機構の事業事前評価表 ・ そのほか国際協力機構から提出された資料